

市議会定例会提出議案（湘南視聴覚ライブラリー協議会の廃止に関する協議）に同意することについて

次のとおり湘南視聴覚ライブラリー協議会の廃止に関する協議について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2007年（平成19年）2月 9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

湘南視聴覚ライブラリー協議会の廃止に関する協議について

湘南視聴覚ライブラリー協議会を平成19年3月31日をもって廃止することについて茅ヶ崎市及び寒川町と協議する。

2007年（平成19年）2月16日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

提案理由

湘南視聴覚ライブラリー協議会を廃止することについて茅ヶ崎市及び寒川町と協議する必要があるため、地方自治法第252条の2及び第252条の6の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければな

らない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。